

2026 年 5月 18日

## 本学における生成 AI の利活用と留意点について

学長 ロバート・キサラ

本学では生成 AI の利活用に関し、2023年9月18日付けで「生成 AI の利活用と留意点について」として基本的事項への留意点を発信しました。近年の生成 AI の発展と普及に伴い、日常生活における生成 AI 利活用はより身近なものとなってきています。そこで、本学では生成 AI の利活用の考え方および基本的な事項への留意点を更新することとしました。

生成 AI は今後も急速に発展していきます。本学においても利活用については国内外の動向を注視しつつ、継続的に検討し、その都度、皆さまに発信してまいります。教員・学生の皆さまにおかれましても、教育・研究での今後の有効かつ適切な活用法について、引き続き留意をお願いします。

### 生成 AI の利活用をめぐる基本的な考え方

- ・ 生成 AI の利活用においても関係法令および学内規程を遵守する。
- ・ 成果物および判断の最終的な責任は、常に人間（教員・学生）に帰属する。
- ・ 生成 AI は、教育・学修、研究活動において補助的手段として利活用する。

### 生成 AI の利活用をめぐる留意点

#### (1) 出力内容の信憑性確認

生成 AI には、専門知による情報を吟味する仕組みは備わっていません。そのため、その出力内容には、虚偽のものや推論バイアスがかかったもの等、信頼の置けないものも多く含まれていることに留意してください。

- ・ 学修や研究で生成 AI を利活用する際には、その内容の信憑性について、他の情報源と同様、十分に確認、裏付けを行ってください。
- ・ 生成AIの出力内容の信憑性を確認せずに利活用した成果物および判断の最終的な責任は、利活用した人自身にあることを強く認識してください。

#### (2) 機密情報・個人情報への配慮

生成 AI に入力された情報は、データベースとして蓄積され学習データとして使われる可能性があり、意図せずに他の利用者等に情報が流出して問題が生じるおそれがあります。

- ・ 生成 AI を利活用する際には、未公開データ、機密情報や個人情報を生成AIに入力しないようにしてください。

- ・ 外部サービスの利用に伴うリスクを十分に認識した上で利活用してください。
- ・ 生成 AI 利活用時にも、「南山大学個人情報保護に関する規程」「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」「南山大学情報セキュリティポリシーにかかる基本方針」を踏まえた対応が求められますので留意してください。

### (3) 著作権への留意

生成 AI は、既存の著作物を含む膨大なデータを学習して出力しています。そのため、生成 AI から出力されたものを利活用する際には他者の著作権を侵害する可能性があることに留意してください。

- ・ 生成 AI から出力されたものを不用意に用いることで、意図せず既存の著作物に係る権利を侵害する可能性があります。十分に注意してください。
- ・ 大学の授業では、著作物を複製、公衆送信することが著作権法により認められている場合があります。生成 AI を利活用して作成したのも、授業の範囲内で利用することはできます。ただし、Webページや各種SNS等、不特定多数の人々の目に触れる形でそれらを掲載する場合には、著作権者の許諾がそのつど必要となりますので注意してください。

### (4) 学修での利活用上の注意

大学での学修は、学修者が主体的に学ぶことが基本となります。そのため、これまでも、学修活動において学修者の主体性が阻害されることのないよう、様々な配慮がなされてきました。生成 AI を学修活動のなかで利活用する際にもその方針は同じです。そのため、学修活動での生成 AI の利活用の際には、以下の点を十分に注意してください。

- ・ 論文・レポート等の成果物を作成する際に、生成 AI の出力をそのまま用いることは、他者による文章を丸写しするのと同様、自身で考え自身の言葉で応答していないという点で、学修者による主体的な学修活動を阻害することに繋がります。
- ・ 当該出力を論文・レポート等に用いることは、自身で作成していないものを自身の著作物と詐称するという点で、剽窃・盗用にあたるおそれがあり、不正行為とみなされる可能性があります。
- ・ 授業の受講者は、それぞれの授業において、授業担当者の指示のもとで適切に生成 AI を使用してください。

### (5) 成績評価と授業運営での利活用上の注意

学修成果の評価にあたって、授業担当者は、生成 AI の利活用により学修者の主体的な学びが阻害されないよう、適切な対応を講じてください。同時に、質の高い教育の実現に向けての生成 AI の利活用を考えてください。

- ・ 授業を運営する際、授業担当者は受講者に対し、
  - ① 生成 AI の利活用の許否（許可・条件付き許可・禁止）
  - ② 利活用可能な範囲（例：アイデア出し、構成検討、文章推敲 等）
  - ③ 利活用時の開示方法（例：レポート末尾への記載 等）

等を適切かつ明確な形で指示を出してください。

- 主体的に学ぶための補助として、情報収集やブレインストーミング、翻訳等で生成 AI を利活用するかどうかについては、授業担当者が適切にご判断ください。
- 評価方法については、思考過程や学修プロセスにも気を配り、口頭試問、発表、ディスカッション等を併用するなどの工夫を検討してください。
- レポート等の作成時に生成 AI の利活用を可とした場合には、適宜、小テストや口述試験を併用し、学生が得た知識・技能を確認する等の対応をお願いします。
- 授業担当者は成績評価の際に、生成 AI が生成した文章か否かを判定するツールを利用する場合には、その結果を過信しないようにしてください。生成 AI の種類によって、成果物に差が生まれることに留意ください。

以上